平成２３年（フ）第４７６号
沖縄県浦添市前田２丁目18番５号東原アパート　101
債務者　久手堅憲仁
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４９５号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目８番地５　ブリッサ・テル203
債務者　上原　未央
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２２９号
新潟県長岡市六所戊２番地
債務者　水落　吉則
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
新潟県南魚沼市余川1482番地10　コーポヤマダＡ－２号室、住民票上の住所神奈川県川崎市中原区木月祗園町５番１号　コスモハイム元住吉　208
債務者　竹内　永遠
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
新潟県南魚沼市坂戸143番地
債務者　大平　早苗
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
新潟県長岡市白鳥町1328番地１、前住所新潟県長岡市福山町1109番地
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
新潟県長岡市白鳥町1328番地１、前住所新潟県長岡市福山町1109番地
債務者　佐藤　浩一
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第９５７号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊６丁目９番20号柴田貸家Ｃ－１
債務者　式部　光生
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９５８号
北九州市小倉南区下城野１丁目16番11―601号
債務者　大沼　弘幸
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９５９号
北九州市小倉南区下城野１丁目16番11―601号
債務者　大沼　　恵
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９７２号
北九州市小倉北区大畠１丁目６番９―302号
債務者　福田　善秋
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１７２号
鹿児島県鹿屋市高須町1024番地
債務者　西尾　良子（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
青森県北津軽郡板柳町大字常海橋字駒田254番地
債務者　山口　雅之
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
青森県北津軽郡板柳町大字常海橋字駒田254番地
債務者　山口　敬子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
青森県北津軽郡板柳町大字常海橋字駒田254番地
債務者　山口　喜子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
青森県黒石市大字三島字宮元121番地２
債務者　千葉留美子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２０２号
青森県弘前市大字真土字東川139番地２
債務者　佐々木二一
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
青森地方裁判所弘前支部